

## 会 議 録

会議の名称	西東京市保育サービス検討委員会（第7回）
開催日時	平成16年12月10日（金） 午後2時から午後4時まで
開催場所	田無庁舎 イングビル第3会議室
出席者	（出席者） 出川委員、近藤委員、内藤委員、今治委員、伊達委員、栗原委員 中野委員、吉場委員、加藤委員、笹井委員 （事務局・職員） 村野保育課長、青柳子育て支援課長、 大久保保育課長補佐
議題	1 移行時の引継ぎ保育の実施について 2 委託園の職員配置等について 3 保育園の運営について 4 その他
会議資料の名称	1 西東京市における保育サービスの現状及び公立保育園の民間委託に関するアンケート集計結果の報告と要望：保連協 2 みどり保育園民営化対策委員会議事録 3 田無保育園民営化対策委員会議事録 4 みどり及び田無保育園の活動報告資料：両園父母会 5 西東京市公立保育園の民間委託について、まとめ例
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
発言者名：発言内容	
<p>出川座長： それでは、西東京市保育サービス検討委員会第7回会議を始めます。</p> <p>今回は「まとめ例」の残された部分を出来る限りまとめて、保育園へ提示して意見を伺えるようにしたいと考えている。保育園の先生に内容を確認してもらい、変更すべき箇所については、その変更理由と代替案を示してもらい、次回第8回の検討委員会で話し合うこととする。</p> <p>今回まで話し合った内容を事務局で整理した「まとめ例」を各委員へ送付するので、委員は事務局から送られた「まとめ例」の内容が今まで話し合った内容と相違ないか確認して、変更ある場合には、時間の余裕が少ないので早急に事務局へ連絡してください。</p>	

年内にそのような作業を行ないますので、年末に向け何かと忙しいことと思うが、協力をお願いします。

では、「まとめ例」で終わっていない部分の「3. 移行時の引継ぎ保育の実施について」の引継ぎ期間、「2. 委託園の職員配置について」、「5. 保育園の運営について」を議題として進めますが、「まとめ例」に入る前に、みどり保育園と田無保育園で手元に配布された資料にあるように動きがあったようなので説明をお願いします。

近藤委員： 保護者の中で保育サービス検討委員会の、みどり保育園版、田無保育園版を父母会とは別の組織として作って検討してみた。引継ぎ期間についての結論は1か月間を目安としてよいと思う。委託事業者も対策委員会のようなものを作るだろうから、移行前の18年1～2月に次期担任予定者に可能な限り園に来てクラスに入ってもらう。3月からは主担任として通常保育を行ない、現担任の保育士には補佐という立場で協力してもらう。4月からの新園舎での保育については旧保育士の1名でいいので日替わりで5月の連休後位までの期間に保育の現場ではなく、保護者の相談役として協力をお願いしたい。また、委託事業者が配置予定の職員には園の主な行事に参加してもらいたい。

引継ぎ期間を3か月とするのは長すぎるし、大人の数が多いことは、かえって子ども達が混乱するという意見もあった。期間が長引けば、比較や批判をしたりマイナス面が出てくる可能性もあり、保護者自身の切り替えも必要である、それが子どものためでもあると考える。

これは、みどり、田無両保育園の考えである。

出川座長： 引継ぎ期間については、みどり保育園、田無保育園が民間委託に関する委員会を立ち上げて、当該園からそのような意見が出されています。

もう一つの保連協のアンケート資料については次回までに目を通しておいってください。

中野委員： 懸案であった、保育士の先生の人事異動の問題も、これである程度解消されると思う。

近藤委員： そのように思っている。4月は、旧保育士に朝、委託園に来て様子を見てもらい、その後、新たな勤務園に出勤するような事も可能であると思う。

伊達委員： 先生も大変であろうが、頑張ってもらいたい。

中野委員： それは、4月の1か月間だけか。

近藤委員： 3月から引継ぎを行なっているので、先生と保護者もお互いに顔見知りになっているので心配ないと考えている。

伊達委員： 4月も毎日でなくても良い。委託事業者の職員には、秋の運動会や芋掘りなどの行事に来てもらい、1月2月は週、何日か可能な限り入ってもらい、3月は毎日来てもらう。引継ぎ期間の月数を明確に決めることはないように思う。

中野委員： 業者決定後、当該園と調整してもらい、可能な限り園の行事に参加してもらう事は良い案であると思う。

出川座長： 子どものことを知ってもらってから面談した方が良いという意見があったので、行事に参加してもらい事前に子どもの様子を把握してもらい、4月は定期的に旧先生に来てもらうという事で良いか。

中野委員： 1月2月の間に情報の引継ぎを行なうのか。

伊達委員： 顔と名前を知ってもらってから、1月2月で順次面談をすれば良いと思う。

笹井委員： 受託事業者が、どの段階で職員体制を決めるかは不明である。全ての担当が1月の時点で決まっているとは限らないので、園長や主任が中心となって面談を行なうことも考えられる。

伊達委員： 面談については、ぜひ担任にやってもらいたい。

笹井委員： 担当が決まってないと無理である。

伊達委員： 受託事業者に担任を早期に決めるように要望できないか。

笹井委員： 1月から3月の間に面談と引継ぎを行なうことを条件に入れることは可能であると思うが、その時期に全ての担任を決めることができるのか心配である。公立園でも人事異動など新年度の職員体制が決まってからになるので、そのような早い時期にクラス担任を決めることはできない。面談は行なうべきであると思うが、面談は必ず担任が行なうという条件を付すことが可能なのか不安である。3月には新たな担任がリーダーとなり保育を行なうようするのであるから、担任による面談とするのであれば、3月になれば可能であろう。

近藤委員： 公立園と同様に3月に面談することで問題はないと考える。

出川座長： 面談については旧保育士、新保育士、保護者と子どもで行なうことで宜しいか。

各委員： 子どもは含めなくて良いと思う。

出川座長： では、当該園からの意見もあることから、引継ぎ保育については、1月及び2月に委託事業者の方で次期担任予定者が決まっていれば、可能な限り各クラスに補佐として入る。

3月は主担任として通常保育を行なってもらう。

委託後については、4月からの1か月間程度、旧園長や担任等の市の職員が交代で委託園を訪れ、委託後の園や子どもや保護者の状況等の確認及び相談を受ける。

面談については、旧保育士、新保育士、保護者の3者面談とします。

面談内容は、子どもの性格や特徴をよく知ってもらおうということで、友人関係、アレルギーや体の事などの内容でよろしいか。

各委員： 了解

出川座長： では、(2)の引継ぎ保育実施計画書の作成ですが、内容の部分で何か意見はあるか。

中野委員： これまでの園の内容を引継ぐだけではなく、事業者の過去の経験から新旧の先生が話し合って新しい部分も取り入れた方が良いのではないかと。

笹井委員： 誕生会の歌の継続などの具体的な内容ではなく、あくまで計画書であるので、保育士、看護師、調理員などの職種別に、この時期には、このようなことを行なうなど、内容の大きな柱を作成することであると思う、その中で個々具体的な事柄については決めていけば良い。あまり細かなことを書面で示してしまうと、後になってそれに拘束されてしまい、かえって動きがとれなくなることが懸念される。

出川座長： 「まとめ例」にも、事項・職員別となっているので、各職種別に計画を作成するということが良いですね。

「移行時の引継ぎ保育の実施について」全体を通して他に意見はあるか。なければ、戻って「2.委託園の職員配置等について」を議題とします。

伊達委員： 園長、副園長、主任の3名については、外部からの新規募集者ではなく、前の園で副園長だった人を園長とするなど、経験者を充てるような要望が、みどり保育園では出ていた。

近藤委員： 通常はそのようになると思う、ある程度の職の人は相応の経験がないと無理であろう。

出川座長： 「園長は保育士の資格を有し」の部分はいかがか。

内藤委員： 保育所を運営するためには、同じ意識を持たないとならないので、ある程度の保育関係の経験は必要であると考えているが、園長は保育士資格が無ければいけない、ということにはなっていない。

中野委員： みどり保育園と田無保育園の事業者選定については、保育実績のある社会福祉法人と限定したが、それ以降の委託園については株式会社の新規参入の可能性も考えられるので、園長、副園長、主任の3名を新規募集者は認めず、従前園の経験者を充てる、という条件設定は、今後の西東京市の民間委託事業者選定の全体像を考えると難しくなる場合も想定される。

伊達委員： 株式会社であっても西東京市では新規でも、他で保育実績のある事業者から選定すれば、そのような条件も可能であると思う。

笹井委員： 受託する事業者は、こちらが考えるより、更に園長、副園長などリーダーの人選には気を使うはずなので、あまりその部分で前の実績がある園の中から充てるとなると、かえって選べなくなる。「まとめ例」には「能力及び実務経験が豊富である者」としているの、有能な人をお願いできれば選ぶ範囲をあえて狭める必要はないと思う。西東京市の公立園の園長でも保育士資格を持たない園長もいる。

伊達委員： 私立保育園の園長となる条件はどのようなものであるか。

内藤委員： 園長として届出する場合には、研修を受講する必要などがあり、誰でも園長として許可されるものではない。

伊達委員： 保育に無関係の会社に従事していた人で、それなりの学歴があれば園長として許可されることはないのか。

内藤委員： かなり以前はそのような事もあったと思うが、現在は社会福祉関係の勉強を積んでいないと許可されない。

出川座長： それでは、園長の「保育士資格を有し」の部分は削除でよろしいか。

各委員： 了解

出川座長： 次の「保育士は、保育士の資格を有する者を東京都基準により他の市立保育園に準拠した職員配置を行なう」の部分はこれでよいか。

各委員： 了解

出川座長： その後の「保育士の大半は、十分な実務経験を有する者」の部分はこれでよいか。

伊達委員： みどり保育園では実務経験が3～5年位の職員が良いとする意見があった。

出川座長： ベテランばかりでも困ると思われるがどうか。大半とする部分の判断も難しい。

伊達委員： 「十分な実務経験」として、年配の先生ばかりでも困る。

笹井委員： 大半の基準がないので難しいが、各年代バランス良く配置した方が良い。ただし、何歳代が何パーセントと決めるのも、それに拘束されると難しくなるので細かく決めるよりは雑把が良い。

出川座長： 細かな基準を設けるより、このような表現で、ある程度のバランスが自然と出来るようになるのではないか。それでよろしいか。

では、「保健師または看護師の有資格者を専任で配置する」と「栄養士の有資格者を専任で配置する」の部分は西東京市の公立園はどのようになっているのか。

笹井委員： そのようになっている。

出川座長： では、記載のとおりとします。

次の「嘱託医を配置し、現在の嘱託医を引継ぐ」の部分はどうか。

事務局： 公立園では医師会を通じて、嘱託医を定めているので、必ず毎年継続して同じ嘱託医とは限らない。基本的には2年毎に委嘱している。

出川座長： では、「現在の嘱託医を引継ぐ」は削除して「嘱託医を西東京市医師会と協議し配置すること」と変更します。「給食調理員は、東京都基準により他の市立保育園に準拠し給食等の調理に十分な人員配置し、大半が相当の経験を有すること」はどうか。

吉場委員： 大半より、リーダーとなる一人は施設関係の調理経験がある人であれば良いと思う。

出川座長： 「調理員は、他の市立保育園に準拠して配置し、他の市立保育園による調理と同様な給食を提供できる職員を充てる」のような表記でよろしいか。よろしければ、他に意見はあるか。

中野委員： 給食について、旧田無市では現在の西東京市同様に子どもだけであったが、旧保谷市は先生と子どもと一緒に給食を食べていた、合併後は調理室のスペースの問題などにより大人の分まで作ることができずに旧田無市の方式に統一されているようであるが、委託後は先生も子どもと同じ給食を食べることができるようになるのか。

笹井委員： これについては、様々な意見が有ると思うので、委託園と事業者の間で決定すれば良いと思う。

近藤委員： 園ごとに考え方もあるだろうから、保護者からの園に対する要望で調整が付けば実施すれば良いので、ここで明記しなくて良いと考える。

吉場委員： 給食の再委託される心配が前の話し合いであったが、その点はどうなるのか。

笹井委員： 栄養士の配置や給食調理員の配置が、市立保育園に準拠することがここで明記されるのでその心配は無くなる。

出川座長： よろしいですか。では次の「職員の年齢構成がバランスの取れた配置とする」はどうか。

吉場委員： 先程話しがあったように、「年齢構成が偏らないようにバランスの取れた」にした方が良い。

出川座長： では、そのようにします。  
「当該保育園の非常勤職員の継続雇用について配慮すること」では以前の話し合いで伊達委員からの意見もあったがどうか。

伊達委員： 他市の民間委託の成功例で、そのようなことがあったと聞いている。子どもにとっても、親にとっても一人か二人は常時知っている先生がいた方が良い。

事務局： 市でも嘱託員の定年までの雇用を保障しているわけではなく、嘱託員であれば最大5年間までであり、適性等を判断しての1年更新である。採用から5年になれば他の新規応募者と共に採用試験を再度受けてもらい成績により採用、不採用を決定している。

伊達委員： 継続採用するかしないかは最終的には事業者の判断となると思うが、採用について配慮するような文言は明記して欲しい。その方が我々保護者の考えも事業者に伝わると思う。

出川座長： 「当該保育園の非常勤職員の雇用については十分配慮すること」また、当該園以外の西東京市の保育園に勤務実績のある職員の雇用についても配慮してもらう内容とします。

(3) 職員研修の実施等の「保育士等の能力・資質の向上を図るため、委託園の職員は、市立保育園で行われている担当者会議、各種研修会に参加すること」についてはいかがか。

中野委員： 園長会への参加は公立の園長会へ参加することとなるのか。

笹井委員： 予算に関することなど内容によっては参加してもらっても関係のない事項も多いので時間をかけて出席いただいても迷惑がかかる。公立も私立も園長同士の交流の場はあり、場合によっては公立の園長会へ出席したり、私立の園長会へ出席する必要性も考えられるので、必ずというのは無理がある。会議内容に応じて参加、不参加ができるようにすべきである。

伊達委員： 市として参加が必要な会議のみ出席してもらえば良い。

近藤委員： 担当者会議も含めて必要に応じて参加する、ということで良いと思う。

伊達委員： 公立と私立の間で、委託園だけが孤立しないように情報交換を密にやってもらえれば良いと思う。

出川座長： では、その部分については「必要に応じて」とします。他にはないか。  
(3) の職員研修の実施等については、そのようにします。

5. 保育園の運営についての基本的事項の1番目「児童福祉施設最低基準及び保育所保育指針についてに基づき、子どもの保育を第一に、保護者の理解と協力を得て、安定した保育運営を行なう」についてはどうか。

各委員： 特になし。

出川座長： 2番目の「委託園において公立保育園としての保育サービスの質の確保及び向上のため保育状況の点検評価を行ない、結果を保育の向上に生かすものとする」についてはどうか。

近藤委員： 公立保育園として運営するので、「公立保育園としての」の部分は削除してよいのではないか。

事務局： 前段部分の「委託園において公立保育園としての」の記載部分は何を指すのか不明なので削除します。

出川座長： ではそのようにします。その他はどうか。

伊達委員： 守秘義務、情報公開についてはどうなるのか、項目に入れるべきと考える。

出川座長： では、この「保育園の運営について」の項目にプライバシーの保護と情報公開について適正に行なう内容の項目を追加します。

次の(1)「保育園運営協議会の設置」はどうか。

意見がなければ、(2)「保育の質の確保について」はどうか。

近藤委員： 「東京都福祉サービス第三者評価を定期的に受け」の部分だが、委託園についても第三者評価を受ける予定か。

事務局： この制度が続けば受診する予定である。

内藤委員： 「東京都福祉サービス第三者評価」の部分は、今後この評価方法が将来継続するかは不明である。しかし、変更が生じた時点で、その都度、変えればよいと思う。

出川座長： (3)「職員の育成について」はどうか。

栗原委員： 先程の「職員研修の実施」の部分で話し合った内容と重複するが、研修会へ積極的に参加していただき、能力、資質の向上を図ってもらう内容で良いと思う。

出川座長： 他になければ、他の公立園、私立園との連携について項目を入れる必要があるか。

笹井委員： 今後保育園のブロック化を行なう予定なので、ネットワークを組まないとなっていくことができない。ネットワークへは公立保育園として参加することとなるので、特に明記しなくても必然的に連携を図っていくことになる。

出川座長： わかりました。最後に「その他」として、先程、内藤委員から指摘があったように、保育をめぐる環境が変わった時には、この内容を必要に応じて適宜見直しを図れるように明記しておきます。

これで「まとめ例」について全体の話し合いをしたので、冒頭でお願いしたように、これまでの内容を事務局で整理し各委員に送付するので確認してください。表記されている内容が保育サービス検討委員会で話し合った内容と異なる場合は、訂正を事務局まで連絡してください。

事務局は委員の確認後、訂正を加えて園の先生に内容を確認してもらうようにしてください。

では、第7回保育サービス検討委員会を終わります。

次の第8回委員会は1月21日に開催します。